

令和3年1月1日以降の治療終了分から制度を改正 保険適用外の不妊治療費等の助成

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX 229-5001

特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、男性不妊治療費、一般不妊治療費(人工授精)、不育症治療費で、令和3年1月1日以降に終了した治療に対し、三重県または津市が行う助成制度が改正されました。主な改正内容は右表のとおりです。

主な改正内容
<ul style="list-style-type: none"> 所得制限の撤廃 特定不妊治療費の助成額の拡充 特定不妊治療費、男性不妊治療費、一般不妊治療費の助成回数の拡充 対象者に事実上の婚姻関係にある夫婦を追加

特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、男性不妊治療費、一般不妊治療費(人工授精)の助成

対象	次の全ての要件を満たす人 ●法律上の夫婦および事実上の婚姻関係にある夫婦 ●夫婦双方または一方が市内に居住 ●特定不妊治療、男性不妊治療は、指定医療機関で治療を受けた人			所得額にかかわらず支給可	
助成回数	●39歳以下…通算6回 ●40歳以上43歳未満…通算3回 ※いずれも1子につき			生涯で通算6回(3回)から、1子につき6回(3回)までに助成回数を拡大	
助成内容・助成金額(1回の治療につき)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	三重県特定不妊治療費助成事業		津市不妊治療費助成事業	
	治療ステージ	A・B・D・E	30万円を上限に助成		10万円を上限に助成(1子につき特定不妊治療の初回申請に限る)
		C・F	10万円を上限に助成		7万5,000円を上限に助成
	男性不妊治療	30万円を上限に助成(治療内容により対象外になる場合あり)		5万円を上限に助成(1子につき1回に限る)	
一般不妊治療(人工授精)	助成なし		10万円を上限に費用の2/3を助成		

※年齢は、初めて特定不妊治療費の助成を受けたときの治療開始日時点での妻の年齢で判断します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期した場合は、年齢要件の緩和措置があります。詳しくはお問い合わせください。

※男性不妊治療は、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に至る過程の一環として行われる手術などをいいます。

※津市不妊治療費助成事業では、治療に要した費用から三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額を助成します。

第2子以降の特定不妊治療費の助成(津市不妊治療費助成事業)

1人以上の実子がいる夫婦で、助成回数の上限に達した人については助成回数を追加できることがあります。詳しくはお問い合わせください。



不育症治療費の助成(津市不育症治療費助成事業)

対象(次の全ての要件を満たす人 ※所得額にかかわらず支給可)

- 法律上の夫婦および事実上の婚姻関係にある夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住している人
- 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

助成の内容 1 治療期間に受けた保険適用外の検査

費や治療費

※1 治療期間とはその妊娠に係る不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでの期間のことです。

助成金額 上限10万円(1年度に1回、通算して5回まで)

全ての助成申請について

申請方法 申請に必要な書類などを電話または津市ホームページ等で確認の上、申請期限までに保険医療助成課(〒514-8611 住所不要)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、県津保健所(☎223-5094)でも受け付けます。 ※郵送の場合は簡易

書留郵便で提出

申請期限 不妊治療、不育症治療が終了した日から60日以内(終了した日を1日目とする)

※令和3年1月1日～3月31日に終了した治療にかかる助成申請は5月28日(金)まで(郵送の場合は、5月29日(土)消印有効)



不妊治療費助成事業



不育症治療費助成事業